

自然史資料取扱いの現状について

陣内 裕美

1 はじめに

当館には歴史・考古・工芸・民俗・美術・自然史と様々な分野の資料が収蔵されている。また、自然史資料については、県の財産とされるものの大半を佐賀県立宇宙科学館に保管している。自然史資料だけを見ても、広く動物、植物、鉱物など種類も多く、その資料形態も乾燥標本、液浸標本、樹脂封入標本、レプリカなど様々であり、資料の特性や保存条件も多様である。博物館は、それら資料について調査・研究し、学術資料や展示資料として活用するため、多様な資料に対し、価値を損なわぬよう適切に管理していく必要がある。

本論では、自然史資料の取扱いについて、他館における資料取扱いの現状の調査結果概略と、特に今後の当県における自然史資料の活用の可能性について、その展望を述べる。

2 博物館における自然史資料取扱いについて

自然史資料は、単に生物や地学的な素材が残されたものではなく、科学的な意図のもと、記述や記録を加え、長期間の保存と再検証に耐えるような形で加工され保存されたものである（佐久間，2025）。

自然史資料の特徴の一つに、知見の更新がある。例えば1990年代以降、植物分類において従来の形態に基づくエングレー体系やクロンキスト体系に替わる、DNA解析による分子系統学に基づいた分類体系（APG体系）に更新された。植物分類学に限らず、過去の研究を再検証しながら知見が更新されていくことが自然史資料の特徴といえる。この再検証には、場合によっては資料の局所的な破損（解剖、分解、抽出）を伴う利用を含むことがある（渡辺・田中，2018）。しかし、博物館の自然史資料は、それら再検証を含む利用も前提として取り扱われることによって、資料の価値を適切

に付加・評価することが出来ると考える。また、学術的な価値が再検証により保証されることは、資料の価値の維持向上にも繋がるといえる。

3 自然史系博物館での資料取扱いについて

今回の自然史資料取扱いの現状調査の目的は、当県への自然史資料受け入れに際し、資料取り扱ひ方針を再検討する際の参考とするために調査を行った。

調査は、自然史資料の取り扱いがある公立博物館、公立自然史博物館、公立植物園へ自然史資料取扱いについて照会依頼を送付し、回答を集計する形で実施した。質問項目を以下に示す。

- (1)御所蔵の自然史資料備品登録について（佐賀県立博物館（以下、当館）は有り。）
- (2)御所蔵の自然史資料の評価額査定について（当館は有り。）
- (3)御所蔵の資料の破損を伴う利用について（当館は無し。）
- (4)貴館（園）における資料取扱い規定の自然史資料以外との区別について（当館は無し。）
- (5)その他（特記事項がありましたら御記入ください。）

回答があった16施設の概要結果を以下に示す。

自然史資料の備品登録有無の内訳は、登録有りが50%、登録無しが19%、資料により異なる等、その他回答が31%であった（図1）。当県では、購入及び寄贈にて受け入れた資料は、原則、備品登録を行っている。

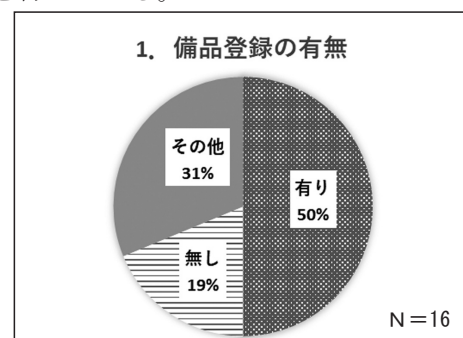


図1 自然史資料の取り扱いがある公立施設の資料備品登録の内訳。

次に、自然史資料の評価額査定の内訳は、査定有りが31%、査定無しが50%、受け入れ方法による等、その他回答が19%であった（図2）。当県では、資料登録の際の時価見積額を評価額としている。

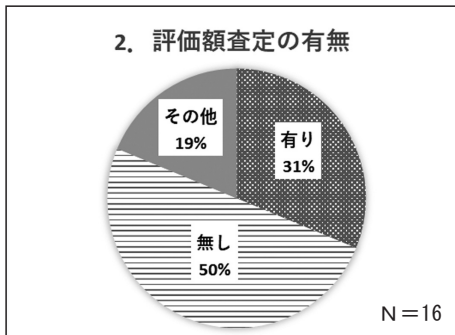


図2 自然史資料の取り扱いがある公立施設の資料評価額査定の内訳。

自然史資料の破損を伴う利用についての内訳は、利用有りが81%、利用無しが13%、その他が6%であった（図3）。利用無しやその他回答にも、必要に応じて、最小限の破損にとどめる条件を付した利用は可とする回答も含まれた。現在の当館の資料取扱規程においては、文化財や歴史資料などの人文系の博物館資料と同じ枠組みとなっており、破損を伴う資料利用は想定されていない。

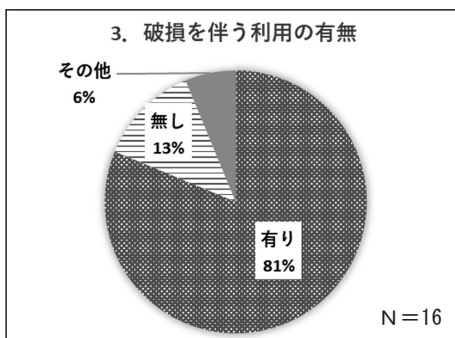


図3 自然史資料の取り扱いがある公立施設の資料の破損を伴う利用についての内訳

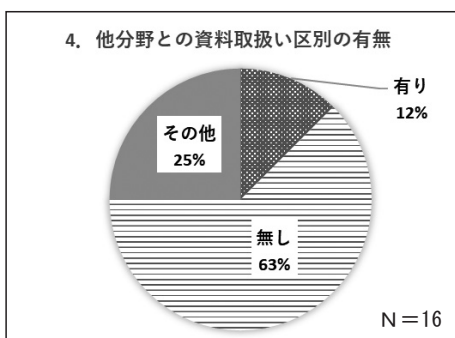


図4 自然史資料の取り扱いがある公立施設の資料取扱規定に自然史資料以外の区別についての内訳。

資料取扱規程における自然史資料とそれ以外の区別の有無については、区別有りが12%、区別無しが63%、各分野の資料担当者に一任する等、その他回答が25%であった（図4）。当館においては、先に述べたように博物館資料全般に対する資料取扱規程が設けられているため区別されていない。

4 おわりに

博物館資料は佐久間（2025）でも述べられているように、多面的な価値をもち、古くなることで価値を失う一般の商品や消費財と異なり、時代により変化する価値観の中でかえって価値を増し、研究により価値を発見することができる特殊な研究・文化資源である。さらに、自然史資料においては、利用し再検証されることで、従来はほとんど価値がなかった資料に価値が付加されてゆくことも忘れてはならない。

博物館資料の価値を適切に守るためにも、それぞれの分野の慣習を尊重し、資料取扱い担当者が適切に資料を取り扱えるような資料取扱規定の整備が不可欠であると考え。今回の自然史資料取扱いの現状調査から、「3. 破損を伴う利用」についての設問に対し、8割以上の施設で研究活用における自然史資料の破損を伴う利用があるという結果は、自然史資料を取り扱う際の有意な結果であると考え。

また、「4. 他分野との資料取扱いの区別」について、各分野の資料担当者に一任するという回答が複数得られたように、博物館資料はその形態や活用方法も多様であるため、各分野で柔軟に利用されることが望ましいと考える。

今回の調査結果も踏まえ、当県の自然史資料がより適切に保存・利用されるよう、自然史資料取扱規程の改善に取り組んでゆきたい。

本稿をまとめるにあたり調査にご回答いただいた16施設の皆様においては、お忙しいところご協力賜り、ここに記して感謝申し上げます。

引用文献

佐久間大輔（2025）自然史資料は研究資源であり文化資源でもある—地域の文化資源を担う自然史博物館—。地学雑誌 134(1)：41—52。
渡辺恭平・田中徳久（2018）自然史博物館における資料の利活用の実情と課題。神奈川県博物館協会会報誌(89)：21—26。

（じんのうち・ひろみ／佐賀県立博物館学芸員）